(本號八頁)　(郵便物認可)　明治二十六年十一月十八日　(定價金二錢五厘)

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て還貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山港　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付強め廣告依賴者諸君に及告す

時事新報廣告料（箱宮）

一行五號活字和四字詰	一日限	一日以上	七日以上
	六日迄		
一行　二　行	十五錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付　東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するよし各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず偶り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

關稅法の改革

合衆國下院議員　マクミリン氏原文

香れ〳〵米國人民は千八百九十年の關稅法を實際に試みたるみと愛に三年に及べり當初該法を編成したる人人の目的は此法律を以て政府の收入を增加せんとする此事たるや製造者を保護せんが爲めなりと公言する日頃から盛んに輸入稅の次第にして我米國の歷史上此の如く關稅の高き關稅の行はれたる例は未だ曾て聞かざる所なり抑も米國の海關稅は三十年來次第〳〵に高き

りて其極遂に現法律の實施を見るに至りしものにして千八百六十一年に政府が始めて保護稅を賦課したるは唯南北戰爭の入費を償ふが爲めに一時臨機の政略として之に依賴し戰爭の濟み次第再び平常の稅率に復す可しとのみとなりしが扨て其後間もなく戰爭は終を告げたれども關稅は更に改まらず唯戰に之を增進すると同時に特に製造業者に賦課したる內國稅を廢止したるのみ千八百七十二年に至り諸物貨の輸入稅を一般に一割丈け減削したるみとあれども數月を出でずして相當の理由もなく再び元の割合に改めたり共和黨は始めより斷へず關稅改革の事に力を盡したれども何分にも合衆黨の勢强くして其目的を達するみとを得ず千八百八十七年大統領クリヤヴランド氏は國會に授る敎書の中に關稅改革の必要を論じて其斷行を促したれば下院の改革派は之に力を得て遂に彼のミル案を可決したれども惜いかな上院に多數を占めたる合衆黨は一も二もなく之を廢棄して共和黨の拵角の苦心を水泡に歸せしめたるみを是非なけれクリヤヴランド氏の任期滿ちハリソン氏代て大統領に撰ばるゝや世は再び合衆黨の天下と爲りたれば彼等は此機に乘じて從前曾て例しもなき非常に嚴刻なる關稅法を造り出さんとの決心を起し昔く國中の大製造家を集め諸物貨の輸入稅表を作らしめたり兼て自家の利益を見るに敏なる實業者が斯の如き營利の好機會を授けられて如何でか躊躇す可き何れも皆自家の製造品を保護して海外の競爭者を亮かれんと欲し何の齟齬もなく漫に輸入稅を高くして莊に一の關稅割合表を作りたり之を修飾して法律の形と爲したるもの即ち現行のマッキンリイ法なり然に嶋人服に係る一章の如き現に米國中にて最も手廣く該品の製造に從事する者の一人が親から之を起草したるみとは昔く人の知る所なり右の如き次第にて今日の關稅法は自から直接に利害を感ずる者共が相集り唯一圖に自家の利慾を滿足するの目的を以て編成したるものに外ならざれば之を實際に施して人民一般に非常の迷惑を及ぼすは今更ら驚くに足らず蓋しマッキンリイ法の行はるゝ前には諸物品の輸入稅は平均原價の四割なりしに同法施行後は殆んど六割と爲れり合衆黨の議員等は製造品の關稅を高めて價を增進するときは第一に農民が其使用する器具なども餘計の錢を費して然も作り上げたる穀物の相場に變なきが爲め大に收入を減ず可しとの苦情あらんみとを察し其口を塞がんが爲めに毫も輸入品の競爭なき麥及び其他の穀類に高き關稅を課したり是れ固より彼等が人民を瞞着するの手段に外ならざれども世間誰か斯の如き淺慮なる謀に欺かるゝ者あらんや

千八百九十年に合衆黨の造りたる關稅法は大略右に述べたる如くにして今日共和黨は之を改革するの任に當る者なりマッキンリイ法の發布以來三年の間に此法の効力として賃錢を進められたる勞働者とては合衆國中に唯の一人もなきのみならず此三年間の不景氣は北米

建國以來未だ曾て見聞せざる所の慘狀を呈したるものなり國中無數の工場は臨續閉鎖し製造機械は運轉を止め勞働者は職を失ひ賃錢を減ぜられ土地家屋の價は低落し銀行會社は踵を接して閉店若しくは分散する等その有樣は筆紙の能く盡す所に非ず如何なる種族の人にても米國の事情に注目する者は皆みの事實を認めて災害の大なるに驚かざるはなし而して此大恐慌の原因に就ては人々自から見解を異にすれども苟も公平の眼を具ふる者は彼の無法なる關稅法みを其一大原因たるを承認せざるはなかる可し又如何なる保護論者と雖も關稅を重くしたるの一事が右の不景氣を救助するの効ありしと信ずる者はなかる可し

昨年の撰擧に共和黨が大勝利を得たるの結果として今日の厭ふ可き關稅法を改正するの義務は遽なくも同黨の責任に歸したり同黨は二十五年來只管關稅の低減に盡力し來り今日圖らずも政府の全權を握りたれば此際決して躊躇するみとなく斷乎として其素志を貫かざる可らず又貫くに相違なしと余の確信する所なり此時に當りて若しも共和黨が關稅改革を斷行せざるみともあらんには是れ即ち人民の希望に背くものにして其托されたる信用を無にするものと云はざるを得ず米國は獨逸、佛國西などゝは異なり國の富源非常に大にして年々國民の消費する量よりも遙に多額の物品を產出するを以て何は扨置き其產出物をば廣く世界に賣捌くの工風みを最も肝要なれ關稅を高くして內國製造品の價を騰貴せしむるが如きは物品販賣の區域を狹むるの路に非ずと知る可し

目下財務委員會にては關稅問題に就て事實調査中なるが製造者は頻りに之に向て何事をも爲すなからんみとを忠告し又世間一種の新聞紙は相變らず稅法の改革を蛇蝎の如くに嫌忌し口を揃へて關稅に干涉するの非なるを主張せり然れども彼輩の云ふ所なるは固より取上るに足らず共和黨の人士は此際太に決心して關稅を改正し單に政府の歲入に必要なる點迄に引下ぐ可し而して其減削は生活の必要品に最も大にして多品には少くす可し又一切の原料品は之を無稅と爲し以て我製造者をして世界と競爭するに易からしむ可し又諸般の事業に對して政府より保護金を給するみとを廢止す可し何となれば政府が租稅を徵集するの目的は之を以て政治の費用に充てんが爲めにみそれ國民の一部より錢を取立てゝ他の一部の人に與ふるが如きは政府の爲す可き所にあらざればなり之を要するに政府は先づ關稅を相當の割合に定め其餘に必要の國用金は之を內國稅に課するみとゝ爲して差支ある可らず今日租稅を增加せんと欲せば酒稅なり又遺產稅なり大に取立てゝ妨なき稅源は尙は甚だ多し決して心配するに及ばざるなり

右米國にて海關稅を減ずるの說は目下共和黨の政府が放て或は實施を見るみとある可し同國に關稅の負擔を輕くすれば日本の製產品を輸入するには甚だ好都合なれども又一方より考へれば同國の綿布機業者は外來の綿布に保護の重きを利して營業せしに一旦その稅率を低くして輸入品を招き之が爲めに自國の機業を衰頹せしむるみとゝもあらば隨て日本生絲の爲めに好市場を狹くするみとはなかる可らず我生絲商の一考す可き所なり但し米國の機業者は今日既に十分の熟練に至り自から維持となり我輩は

配者誌

官

○大藏省訓令第

明治二十六年度

明治二十

雜

○大日本敎育會の

本敎育會との間

金を納めて敎育

しより文部省は

るより敎育社會

が大日本敎育會

く改め殊に此頃

しとの說あり旁

者多く現に嘉納

○神奈川縣一

十二萬七千六百

六十萬五千四百

○關西水產共

り大阪府下博物

水產共進會は

には悉皆結了す

を執行する筈に

臨場あらせら

○川和村中山

年間菊の培養を

飾りて其種類は

名を知られたる

氏庭園の菊は本

るよしにて明

の家は神奈川縣

商賣人ならばイ

と其培養を繼續

現在留の外國人

賜を賜る者もあ

め態々出掛けし

す今井兼角の如

丶相往來するよ

五日就れも同國

○地方

○農事試驗場設

多くは同地の農

と奈せず新紙に

勝等の大原野に